

お知らせ

Information

あいち電子申請・届出システムでの申請受付を一時停止

インターネットを利用して県や市町村への各種申請・届出を行う「あいち電子申請・届出システム」が、4月1日から新しくなります。

切り替え作業のため、次の期間中はシステムによる申請受付を停止しますので、施設などの各窓口で申請を行ってください。

- 停止期間 3月1日(日)～31日(火)(3月20日(金)までは過去の申請などの状況を確認することができます。)
- 新システムによる申請受付開始 4月1日(水)～
- 問い合わせ先
検査財政課情報係 ☎(48)1111 (内343)

知多半島春の音楽祭キッズプログラム “3匹のこぶた”



皆さんもよく知っている“3匹のこぶた”が楽しい音楽物語になりました。落語と音楽のコラボに、どのようになるかはお楽しみ。

- 日時 2月15日(日) 午後2時開演(午後1時30分開場)
- 場所 阿久比町立英比保育園
- 出演 Musikus (ムジクス)
- 参加費 無料(入場には整理券が必要です。)
- 配布場所 阿久比町社会福祉協議会(オアシスセンター3階)で配布します。(先着順・なくなり次第終了)土曜日・日曜日をのぞく午前8時30分～午後5時15分の間にお越しください。
- 問い合わせ先 阿久比町実行委員会(大村泰敬) ☎(48)5686



パブリックコメント(意見募集)

- 募集案件名 健康日本21あぐい計画(第2次)(案)
町では、町民の主体的な健康づくりへの取り組みと個人の健康に影響を及ぼす社会環境の改善の手引きとして、平成27年度から平成32年度までの6年を計画期間として「健康日本21あぐい計画(第2次)」の策定を進めています。計画策定委員会で審議を行い、健康日本21あぐい計画(第2次)(案)をまとめました。この(案)について、パブリックコメントを実施し、広く皆さんから意見を募集します。
- 募集対象者 町内に住所を有する方および町内の事務所、事業所に勤務の方
- 公表方法 町ホームページに掲載および阿久比町保健センター窓口で閲覧
HP <http://www.town.agui.lg.jp/ka/kenko-keikaku.html>
- 募集期間 2月2日(月)～27日(金)
- 提出方法 案件名、住所、氏名、電話番号、勤務先(町外に住所を有する方のみ)、意見を記入し、郵便(2月27日必着)、FAX、電子メールで提出または役場開庁時間内に直接阿久比町保健センター窓口へ提出してください。様式は問いませんが、日本語をお願いします。電子メールで提出する場合は、件名に「パブリックコメントについて」と入力してください。提出いただいた個人情報は、目的以外に利用しません。
- 意見の取り扱い 提出された意見に対し、個別に回答しませんが、意見の概要、町の考え方をまとめ、町ホームページなどで公表します。
- 提出・問い合わせ先 健康介護課保健係 ☎(48)1111(内313) 〒470-2292 阿久比町大字卯坂字丸の内85 阿久比町保健センター FAX(48)7333 電子メール kenko@town.agui.lg.jp

- 募集案件名 第4期阿久比町障害福祉計画(案)
町では、障害者総合支援法の規定に基づき、障害福祉サービスの需要見込みや推進の取り組みなどを定めるため、平成27年度から平成29年度までの3年を計画期間として「第4期阿久比町障害福祉計画」の策定を進めています。この(案)についてパブリックコメントを実施し、広く皆さんから意見を募集します。
- 募集対象者 町内に住所を有する方および町内の事務所、事業所に勤務の方
- 公表方法 町ホームページに掲載および住民福祉課社会福祉係窓口で閲覧
HP <http://www.town.agui.lg.jp/ka/shougai-fukushi.html>
- 募集期間 2月2日(月)～2月27日(金)
- 提出方法 案件名、住所、氏名、電話番号、勤務先(町外に住所を有する方のみ)、意見を記入し、郵便(2月27日必着)、FAX、電子メールで提出または役場開庁時間内に直接住民福祉課社会福祉係窓口へ提出してください。様式は問いませんが、日本語をお願いします。電子メールで提出する場合は、件名に「パブリックコメントについて」と入力してください。提出いただいた個人情報は、目的以外に利用しません。
- 意見の取り扱い 提出された意見に対し、個別に回答しませんが、意見の概要、町の考え方をまとめ、町ホームページなどで公表します。
- 提出・問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111(内306) 〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越50 FAX(48)0229 電子メール fukushi@town.agui.lg.jp

パブリックコメントとは、町の基本的な政策を立案する過程で素案を公表し、住民の皆さんから広く意見を募集し、提出された意見などを考慮して町的意思決定を行うものです。また、意見などに対する町の考え方を公表します。